

広島県教育委員会訓令第二号

県立学校

広島県立学校職員の人事評価に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年八月十九日

広島県教育委員会

教育長 平川理恵

広島県立学校職員の人事評価に関する訓令の一部を改正する訓令

広島県立学校職員の人事評価に関する訓令（平成二十八年広島県教育委員会訓令第八号）の一部を次のように改正する。

別記様式第二号中「平成」を「令和」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附則

この教育委員会訓令は、公布の日から施行する。